

相談役

久良岐郡長 遊佐 吉則 橋樹郡長 福本 柳一
 都筑郡長 服部 纘 三浦郡長 遠藤 至道
 鎌倉郡長 伊東 義尚 高座郡長 佐藤 房吉
 中郡長 森 茂樹 足柄上郡長 田中 鈺雄
 足柄下郡長 伊藤 竜雄 愛甲郡長 古沢 森之助
 津久井郡長 鈴木 章太郎

(神奈川縣中郡町村長會書類)(大正九—昭和九年) 大磯町役場藏)

(注) 報告書のなかの全国町村長會關係記事神奈川縣町村長會藏入藏

出決算書は省略した。

三三 郡役所廢止に関する中郡町村長會の諮問

答申書

諮問

- 一 郡役所廢止後ニ於ケル町村吏員ノ指導訓練ニ関スル方策如何
- 二 郡役所廢止後ニ於ケル県税ノ賦課徴収ニ付適切ナル方法如何

大正十五年四月二十四日

神奈川縣知事 堀切善次郎

(關外注記) 來ル二十日迄意見ヲ發スルコト 評議員會迄
意見ナキハ□□

答申書

- 一 郡役所廢止ニ於ケル町村吏員ノ指導訓練ニ関スル方策
- (イ) 郡内各区ニ区域ヲ定メ毎月一回會場ハ各町村輪番ニ巡回事務
研究会ヲ開催シ春秋二回ニ連合會開催ノコト
- (ロ) 各郡ニ県費ヲ以テ指導訓練ニ最モ適切ナル講習會ヲ開催シ吏
員全般ニ受ケシムルコト

二 郡役所廢止後ニ於ケル県税ノ賦課徴収ニ付適切ナル方法

- (イ) 県税ノ賦課率決定シタルトキハ其課率ヲ直ニ各町村役場ニ通
知スルコト

- (ロ) 県税ノ賦課ヲ了シタルトキハ直ニ町村ヨリ賦課實額ノ報告書
ヲ県へ提出スルコト

- (ハ) 県税滞納者ニ対シテハ直接県庁ニテ処分セラレタキコト

(中郡町村長會議書類)(大正一五—昭和二年) 大磯町役場藏)

三四 郡役所廢止にさいしての神奈川縣町村長會の

宣言決議

宣言

第五十一議會ノ協賛ヲ經タル地方制度改正並郡役所廢止ハ自治政ノ
一大革新ニシテ町村長ノ職責使命愈々重キヲ加ヘタリ吾人ハ自今益

★奮勵シテ研鑽事ニ當リ以テ自治体ノ円満ナル向上發展ヲ期ス
大正十五年四月二十四日

神奈川県町村長会

決議

本県町村長ハ郡役所廢止後ニ処スル為一致協力シテ左記五主要綱ノ
實施ニ努ムルモノトス

- 一 各府県、郡町村長会ノ有機的活動ヲ促カス事
- 二 町村ノ合併ヲ促進シテ自治能力ノ充實ヲ図ル事
- 三 自治權ノ擴張ニ伴ヒ其ノ行使ニ関シ細心ノ注意ヲ払ヒ遺憾ナキ
ヲ期スル事

- 四 町村吏員ノ訓練並優遇ノ途ヲ講シ事務能率ノ増進ヲ図ル事
- 五 一般自治精神涵養ノ為適當ナル教育施設ヲ講スル事

右決議ス

大正十五年四月二十四日

神奈川県町村長会

各郡提出事項

- 一 在郷軍人名簿ノ照校ハ連隊区司令部ヨリ係官ヲ派出シ県庁又ハ

県内數ヶ所ニ於テ施行セラル、様其ノ筋ニ建議スル事

中郡町村長会提出

理由 口頭説明

- 二 第六回通常總會ノ議決ニ係ル県庁、町村役場間直通電話ノ架設
ヲ大正十五年度中ニ實現方其ノ筋ニ建議スル事

三浦郡町村長会提出

理由 口頭説明

(神奈川県 中郡町村長会議書類) (大正九—昭和九年) 大磯町役場廳

三西 町村吏員互助法制定の件通知

会収第一八号

昭和二年九月十六日

足柄下郡町村長会長(印)

町村長殿

町村吏員互助法制定ノ件

標記ノ件ニ関シ本県町村長会ヨリ別紙写ノ通り申越ノ次第モ有之候
処至極適當ノ措置ト存シ候ニ付陳情書〔両大臣宛〕作成小田原町ヨ
リ順次御廻シ可致ニ付御賛同ノ上吏員全員ノ連署調印次町村ニ可成

至急御廻付相成度予メ右及御通知候也

追テ廻付順序ハ小田原足柄豊川……慣習順序ニテ御手数ナカラ御

廻シ願度申添候

写

年月日

神奈川県町村長会長(印)

郡町村長会長殿

町村吏員互助組合法制定ノ件

過般開催ノ各道府県町村長会ニ於テ全国町村長会ノ主張事項中標記町村吏員互助組合法制定ノ件ニ関シ参会者一同政府当局ヲ訪問ノ上夫々陳情ノ次第モ有之候処本件ニ関シテハ是非共来年度ニ於テ実現達成ノ事ニ致度此際全国的輿論ヲ喚起スルコトハ目的達成上最も緊要ナルコト、存セラレ候間各郡ヲ単位トシ各町村役場吏員全員自記連署調印ノ上「目下全国町村長会ニ於テ主張要望中ニ係ル町村吏員互助組合法ノ制定ハ町村吏員ノ現在状態ニ鑑ミ是非共至急其成立ヲ見候様御高慮相煩シ度云々」ノ主旨ニ依リ内務大蔵兩大臣宛直接請願又ハ陳情相成様致度此段御依頼候也

(仙石原村役場「足柄下郡町村長会書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三六 足柄下郡町村長会協議事項

町村長会協議事項〔湯ヶ原町建議ニ係ルモノ〕

一 町村会議員選挙事務研究会ヲ開催シ県主任吏員ノ出張指導ヲ請

フモノトス

〔別紙評議員会審議報告中ノ「四」ニ加ヘ実施セムトス〕

二 町村名譽職員、有給吏員ノ優遇ニ関シ各町村一致シテ相当ノ施

設考慮ヲナスモノトス

〔昭和二年全国町村長会ニ於テ優遇方法決議運動中ナリ〕

三、町村役場処務規程改良ニ付委員ヲ選定シ準則ヲ編製スルモノト

ス

〔保留〕

四 町村駐在警察官吏タル勤務員ニ対スル戸数割賦課ニ関スル講究

ヲ為サムトス

〔仙石原相互視察ノ際協議会ニ於テ賦課セサルコトニ決定〕

五 初年兵入營及満期兵退營時旗幟又ハ土産物ヲ贈答スルコトヲ廢

止スルコトノ申合ハセヲ勵行スルモノトス

〔可決〕

参考

括弧内ハ評議員会ノ意見トシテ決定セルモノナリ

(仙石原村役場「足柄下郡町村長会書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

(注) 別紙欠。この資料の年代は昭和二、三年のものと推定される。

三七 足柄下郡湯河原町における町行事等

参考事項

昭和四年(神武天皇即位紀元二千五百八十九年)重要行事其ノ他参考事項

昭和三年十二月

湯河原町役場

一 町会議員総選挙執行

四月一日〔議員定数十二人〕

一 一月一日小学校ニ於テ午前十時拜賀式後町民ノ年始会ヲ開催ス但シ会費一円トシ区長ニ於テ会員予約ヲナスコト

一 四大節儀式ハ小学校ニ於テ行フニ付一般町民ハ参列セラレタキコト

一月一日〔新年〕 二月十一日〔紀元節〕 四月二十九日〔天長節〕 十一月三日〔明治節〕

一 祝祭日〔旗日〕ニハ毎戸国旗ヲ立テテ祝祭意ヲ表セラレタキコト

ト 一月一日〔四方拜〕 一月三日〔元始祭〕 一月五日〔新年宴会〕 二月十一日〔紀元節〕 三月二十一日〔春季皇靈祭〕

四月三日〔神武天皇祭〕 四月二十九日〔天長節〕 九月二十三日

日〔秋季皇靈祭〕 十月十七日〔神嘗祭〕 十一月三日〔明治節〕 十一月二十三日〔新嘗祭〕 十二月二十五日〔大正天皇

三年祭〕

三年祭〕

一 神社大祭執行ニ付氏子毎戸国旗ヲ立テテ祝意ヲ表シ参拜スルコト

(一) 宮下五所神社〔供進使参向〕

例祭八月三十日 祈年祭二月十七日 新嘗祭十一月二十三日

(二) 門川八幡神社〔供進使参向〕

例祭八月十四日 祈年祭二月十七日 新嘗祭十一月二十三日

(三) 城堀産土八幡神社

例祭九月十五日 祈年祭二月十七日 新嘗祭十一月二十三日

一 大祓式執行

我が国古来ノ行事トシテ執行スベク十二月末五所神社ニ於テ行フ

ニ付町民一般必ズ参列スルコト

一 兵事事務

(一) 徴兵

(1) 徴兵検査ハ毎年四月十六日ヨリ七月末日迄ノ間ニ行ハル

(2) 抽籤ハ一箇所トシ八月本県庁ニ於テ行ハル

(イ) 徴兵検査ハ本籍地ニ於テ執行スルヲ原則トス

(ニ) 寄留地ニ於テ受検セントスルモノハ一月三十一日迄ニ県兵
事官宛寄留地受検通常願ヲ町長ニ差出スコト尚徴兵検査期日
迄出願シ得ルモ許可セラレザルコトアルベシ

(ホ) 徴兵適齢者ハ明治四十一年十二月二日生ヨリ明治四十二年
十二月一日生迄ノ者トス徴兵適齢届ヲ一月中ニ戸主ヨリ町長
宛差出スコト

(二) 演習 点呼〔在郷軍人〕

陸軍
一 寄留地ニ於テ演習召集ヲ受ケントスルモノハ十一月三
十日迄ニ寄留地ノ連隊区司令官ニ出願スルコト

一 寄留地ニ於テ簡閲点呼ヲ受ケントスルモノハ三月三十
一日迄ニ寄留地ノ連隊区司令官ニ出願スルコト

海軍
一 寄留地ニ於テ簡閲点呼ニ参会セントスルモノハ三月三十
一日迄ニ海軍人事部長ニ届出ノコト

一 青年訓練所入所者ハ明治四十四年十二月二日生ヨリ大正二年四
月一日生迄ノ者

一 四月一日小学校入学式挙行

小学校ニ新入学スル学齡児童ハ大正十一年四月二日ヨリ大正十二
年四月一日生迄ノ者

一 定期種痘ハ四月中執行

第一期 昭和三年中出生ノ者

〔出生後九十日未滿ノ者及疾病者ハ猶予アルベシ〕

第二期 大正九年生ノ者〔算ハ年十歳ノ者〕

一 春秋二季ニ毎戸清潔法ヲ行ヒ駐在所、役場ニ於テ検査ヲ行フ

一 九月一日神奈川県震災記念日 山神祭執行

一 議員選挙人名簿ノ縦覧〔町役場〕

(一) 衆議院議員 自十一月五日 至十一月十九日〔十五日間〕

(二) 町会議員〔県会議員〕 同上

(三) 陪審員候補者 自十月一日 至十月八日〔七日間〕

一 諸税ノ申告、申請

(一) 所得税所得申告控除家族
申請三月十五日迄稅務署ニ

(二) 營業收益稅純益申告 同上

(三) 県稅營業稅申告 一月二十日迄町役場ニ

(四) 町稅戸數割所得申告 四月三十日迄 同上

(五) 特別地稅申請 六月三十日迄稅務署ニ

一 町役場執務時間〔一般官庁ト同ジ〕

自四月一日〔自午前八時 至七月三十一日〔自午前八時
至午後四時 至八月三十一日〔自午前八時
至正午十二時

自九月一日(自午前八時 自十一月一日
至十月三十一日(至午後四時 至翌年三月三十一日(自午前九時
但シ土曜日ハ正午十二時迄

十二月二十八日御用納 一月四日御用始

休日ハ祝祭日 日曜日 十二月二十九日ヨリ一月三日迄六日間

一 毎月一日小兒驅虫デー

農村ニ於ケル兒童ノ蛔虫保有率ハ一般ニ高シ兒童保健ノ為メ每家
驅虫〔セメンエン マクニン 其ノ他適當薬ヲ用キ〕勵行ノコト

一 「トマト」〔蕃茄〕ノ栽培勵行

胃腸ヲ健全ナラシメ保健上有効ナルヲ認ム每家ニ於テ盛ニ栽培ス
ルコト

一 季節其ノ他

日蝕(一分五厘)五月九日午後四時九分〔東京ノ時刻〕小寒一月
六日 大寒一月二十日 立春二月四日 春分三月二十一日 立夏
五月六日 夏至六月二十二日 小暑七月八日 大暑七月二十三
日 立秋八月八日 秋分九月二十三日 立冬十一月八日 冬至十
二月二十二日 節分二月三日 八十八夜五月二日 入梅六月十一
日 半夏生七月二日 二百十日九月一日 土用(七月十七日)彼岸
(三月十八日) 社日(三月二十四日)
(九月二十日) 社日(九月二十四日)

一 メートル法ノ宣伝

昭和三年七月一日ヨリ県下一齊ニ実施セラレタル際毎戸ニ配付シ
タルメートル法ト旧法トノ比較表ニ依リ勵行スルコト

(仙石原村役場「足柄下郡町村長會書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三六 町村吏員の県公報批判 神札頒布所見

「更正した県公報に就て町村吏員としての叫び」湯河原藤沢生と
題し投稿したのに対し昭和三年八月卅一日県公報第一七一号九頁
に公報係よりの極めて不遜なる弁駁のお答が掲載されて居つた事
は立場を同ふする諸君が定めしは記憶に新たなことと信じます
其の叫びは実に左の通りであつたのであります

我が県公報を従来の官僚式とも謂ふべき伝統的形式を破つて全く開
放的に民衆化して真に県民の修養機関雜誌たるべく更生せしめられ
た事は誠に時勢に順応した結構なることであつて双手を挙げて賛意
を表するものである 併しながら既に係る編輯振りの實際に徴す
る時は常に民衆化せんことへののみ之れ汲々としたる結果として実務
的方面に就ては閑却され公報の主たる使命目的に遠かる様な憾があ
りはしまいか

惟ふに公報の主たる使命目的としては第一に県の指揮監督下に属す

る警察署、町村役場其の他官公署、学校などに各般の事務其の他の取扱振りや嚮ふ所を訓示し指示し又は通牒、照会などの往復公文を便じさせる唯一の文書機関であるから一般民の遵行すべく命令、指示、諭示する県令、告諭なども勿論の事総て従来の形式且つ大きさのものが手頃で其の保存上よりするも将又取扱上よりするも最も適當なるものと思惟するものである殊に郡廢後は往復文書を概ね此の公報に依つて代用せらるることとなつてから文書の保存整理上非常なる不便を來したるは蓋し蔽ふべからざる事実であつて照会通牒の如きは其の起源は公報に其の回答、報告書類は綴込みにと首尾処を異にし存在する為め後に至り之を搜出するの必要あるに際し非常なる不便煩勞を感じる次第である

かるが故に尠くとも此等往復文書に代はるべきものは総て一事件一葉に改められたき様之れまで屢々町村長会等に於ても切望したのであるが経費の關係上不可能事なりとして遂に容るる処とならざりに今や民衆化したりとして俄かに其の紙版を著しく拡大し紙質も改良せられたるは誠に結構なる事としても其の意義那辺にあるか聊か了解に苦しむ次第である加ふるに宛も權威のない様な気分を与ふる一種の雑誌に一変してから「過言かはしれませんけれどもどうしてもそう見られます」其の内容の如きも種々雑多の編輯振りとなり仮

令は上段に県令があると思へば下段に妙な報告様の一欄があり又どの欄よりの欄に接続するのやら雜然として一寸見当が付き兼ねるものが屢々あります之れでは寧ろ改善と云ふよりも却つて改悪ではありませんでせうか夫れよりは県令欄、訓令欄、告示欄と以上諸法令の配列は官報の如き体裁とし次に通牒欄、照会欄、彙報欄と各紙葉を改め其の各欄の次に直接民衆の参考となるべき諸般の事項を配列する様に区画を整然と明かに立てた方が総てに於て見能くなりはしまいか殊に毎日公報を首引きに執務する我々少数吏員より成る町村役場側から見編輯の整否如何は直に能率増進上に至大なる影響のあるのは明かなる事実であるばかりでなく斯く普通あり來の雜誌に流れては大に遺憾であるから我々責任ある実務吏員側の立場にも大なる同情と注意とを払はれ名実相伴ふ如く益々公報の眞価を發揮して完璧を期する上に於て特に格別の考慮を相煩はしたい重且つ大なる点である

さて又二十年許り以前には官報に対する法令全書の如く公報の外に公報摘要なる冊子が半年毎に刊行されて県令、訓令、告示などの全文を逐号に集録せられ其の欲するが儘に檢出自在にして執務上頗る利便あるものであつたが廢刊されたのは誠に遺憾と思ふた位であつた今では帝國地方行政学会の發行になる県令規全集に依つて執務も

至便になった訳であるが之れも何とかして早く追録を出す様になつたならば一時的と云へば云へる公報記事の不備を補ひ得る次第であるから此の事も併せて一層の配慮を願ひたく衷心希望して止まぬ次第であります。

「神札頒布の取締等に就きて」湯河原藤沢生と題し昭和三年十二月二日発行本県公報第二〇五号に少しく述べましたが尚其事実の補遺として左に町村当局の参考に供します

近来神社寺院乃至は神道仏道に属する教会所などの派出員と称し種々の名目の下に寄付とか神札授与などの為め地方に於て兎角跳梁跋扈し迷惑を感じてある状況にあることは蔽ふべからざる事実である最近に於て屢々耳にするのは高野山弘法大師堂建設の為め大山灯台建設の為め又道の尊堂宇再建の為めと称する寄付であつて地方各所に入り込める様に思はれる由来此等のもの内には地方人を初めから田舎者と見くびつてかかり若し断りでもすれば忽ち分からぬ奴だなどと暴言を吐き散し婦女子でもあれば威どし兼ねまじい様子実に驚き入りたる不遜且つ不穩の態度で強要する輩が横行しつつあることは誠に遺憾千万に考ふるものである

而して毎年初春頃一つの年中行事の如く出雲大社の神札授布員と称し地方に入り込むの例であるが其の手段順序としては先づ町村役場

に來り授布員たることを証拠立てる為め極めて怪しげなる管長とか教会所長とかの辞令書様のものを出し予ねて県の方より通牒ある管なりと稱し町村長の添書とか一般民衆に周知する様にとか申し出づるを例とするのであるが本年三月湯河原町役場に袴羽織を着用したるもの來り同様の手段にて何分宜しく御便宜を願ひたしと申し出たが先づ此第は穩当な方で又偽物ではなかつた様であつた其後七月下旬某と稱する老婆來り島根県出雲国八雲立出雲八重垣教会本院を名とする八雲立出雲八重垣大神御神徳大意と題せる趣意書に辞令様のものを添へて出し之れ又同一手段に出で既に何処の役場では添書を貰ひ案内者を付けて頗る便宜と保護とを与へて呉れたから是非同様に願ひたいと申出たのであるが当役場では予ねて町一般の申し合はせもあるし内規として斯様なことは一切取扱ひ兼ねるから随意にせよと断然突き離し彼等の慣用手段に乗らなかつた迄はよかつたが兩三日を経て或る区長〔部落惣代〕の宅に行き役場に行き一切御願ひしたからと虚言し常使〔区の使丁〕を付して毎戸を案内する様に求めた為め止むなく常使をして案内させた処彼の老婆は威儀を作り常使を供として恭しく神札を載せたる盆を鄭重に捧持させて毎戸を訪問し或る家は十錢又或る家は二十錢と家の状況を見て貧富程度の見定めをなし家並に押売的に授与しつつありしことを発見したな

ら直に役場に同行を求め其の不都合なる行為を詰責した処が言を左右に托して極力回避せんと試みたばかりでなく老婆だてらに形相頗る凄まじく数々の理窟を列べ果ては暴言がましきことを弄する様になつたから聊か酷とは考えたが直に容赦なく駐在の警官に引渡し遂に本署に於て拘留にした上更に授与した家毎に就き神札料金を返還せしむるの厳罰に処せられた様な実に呆れ果てた実例があつたのであるが斯かる事例は地方の町村に於ては所在に行はるる処であつて我々同様頗る迷惑を感じる次第ではないかと信ずるから以下少しく取調べた処を一般の参考として甚だ老婆心ながら書いて見たいと思ふ

按ずるに帝国憲法第二章臣民権利義務第二十八条に拠つて我が日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有することの権利を付与されて居るのであるが其の信教として指称すべきものは先づ現今では神社、寺院、神道、仏道及神仏道以外の各宗教派の範圍に属するものを目すべきであらう而して其の信教の現状を繹めるに独り宗教以外に超然たる神社は一種の法人と認められ所謂國家の宗祀として神社諸制度の拘束を受くべく申すも畏きことながら伊勢神宮ばかりは我が国神社の総本家たる氏神として我等全國民は氏子であることは勿論であつて其他の官國弊社、

府県社、郷社、村社、無格神社等の社格階級による各神社は概ね氏神対氏子の關係として氏子区域が古来一定せられ之れに他の神社の氏子たる信仰者を崇敬者と稱して加入し氏子を有せざる神社は他の神社の氏子たる信仰者が崇敬者として付属するの例であつて明治十五年五月四日日本県布達甲第九十四号達に拠れば「各町村鎮座氏神ノ儀ハ其ノ土地ニ就キ從來一定ノ区域有之儀ニ付各自ノ信否ニ任カセ猥ニ去就スヘキモノニ無之」とあるに見て明かである 寺院も之れ又一種の法人と認められ寺院〔仏堂を含む〕諸法令の拘束を受け檀家若くは檀信徒と稱し概ね祖先以來墳墓地の管理と祭祀などを托する者対寺院即ち日蓮、真宗、真言、黄檗、曹洞、天台、淨土、臨

濟、時宗等其の信仰する何れかの諸宗派に属するものである 其の他の諸宗教に属するものは神道に在つては神社直屬の講社其の外の団体並に出雲、扶桑、実行、神習、御嶽、金光、天理等の諸教會を含み仏道に在りては天台、真言、曹洞、日蓮、時宗等を包含するのであるが尚他に基督教、回々教、等に属するものもあることも忘れてはならぬ而かも其の神道たると仏道たると將た基督教たるとを問はず又何れの宗教何れの教派たるとに論なく自由信教の權利を有する次第ではあるけれども神仏道教會又は神仏道以外の教派に関する諸法令の拘束を受けねばならぬ事は素より神社寺院と同様である

以上の関係であるが故に神社の氏子、崇敬者、寺院〔仏堂〕の檀徒、教信徒、信徒、神道仏道及其の以外の教宗派の教信徒たるものに対する寄付行為に就ても各自が属する又属せんとする神社、寺院、諸教宗派に対しては任意のもの敢て問ふ処にあらざれども広く一般より募集するは勿論仮令其の属する氏子檀徒等より募集せんとするときと雖ども各其の法令の拘束を受け当該官庁の許可を得なければ寄付募集行為は出来得ないのは無論である。そして神符守札等の授布をなし又社務所、寺院等に於て参拝希望者に頒与するもの如きは敢て差支なきも広く他方面に頒布員を派遣し氏子、檀信徒以外のものに授与せんとするものは法令の拘束を受くべきものである。由来此等の取締に就ては夫々相当の規定があるのであるが往々不逞の徒輩が出没して美名を借りて素朴なる地方民衆を欺瞞するが如きことあるは洵に遺憾に堪へざる処である仍て当役場で関係の向に就て調査を遂げ漸く公報に記した如く其の真相を明瞭にすることが出来た次第である須らく其の職に局に当る我々町村吏員は自己が日常親愛する町村民が迷惑を蒙らない為には常に深甚なる注意を要すべきことを当然とせねばならぬ

(仙石原村役場「足柄下郡町村長會書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三九 町村吏員の勤務に関する件注意事項

当役場吏員ハ左記事項ニ付テハ特ニ注意セラルル様希望ス

昭和三年十二月一日

湯河原町長 伊藤浜平

出勤簿ノ整理ニ就テ

一 出勤簿ノ捺印ハ各自之レヲナスト雖ドモ休暇、病氣、出張、忌引等ノ事項ハ爾後助役、主事ニ於テ記入整理スベキニ付各自ニ於テ記入セサルコト

出張受命簿、遅刻早退申告簿等ニ記入ナク又何等申告ナキトキハ無申告欠勤トシテ処理スルコトナルベキニ付注意スルコト

二 遅刻早退申告簿ノ記入ニ就テ

止ムヲ得ザル私用生ジ遅刻、早退、外出一時間以上ニ及フトキハ遅刻早退申告簿ニ記入捺印シテ申告スルコト

申告簿ヲ以テ申告スルノ暇ナキトキハ電話又ハ使ヲ以テ申告スル

コト

三 服務上ニ就テ

(ニ) 吏員ハ毎日其ノ所在ヲ明カニスルハ職務上当然ノコトナリ無申告ニテ欠勤シ、出張シ、外出シ、遅刻、早退ヲナスガ如キハ規律ヲ乱ダシ職責上不都合ノ譏リヲ免カレサルニ依リ最モ注意

スベキコト

(二) 休暇ハ暑中又ハ一ケ年ヲ通ジテ二十日以内之レヲナスコトヲ得ル旨定メアルモ吏員ガ当然有スベキ権利ニアラズ病氣又ハ止ムヲ得サル事故若クハ旅行スル等勤務上支障ナク町長ニ於テ認メラレタル場合ニナシ得ルモ若シ病氣等欠勤ノ場合ニ於テ二十日迄ハ休暇トシテ認メ得ルモ二十日ヲ超ユルトキハ当然病氣其ノ他欠勤トシテ取扱フベキ意ニ外ナラザルコトトス 休暇、病氣、忌引等欠勤ハ総テ書面ヲ以テ届出ヲナスベキコト

(三) 吏員ハ公私ノ別ヲ明カニスベキコト

(イ) 祝儀、無祝儀(マツ)其ノ他ノ私用ニシテ其ノ自己ニ重要關係ナキ以上又其ノ他一般組内ノ事ニテモ知人相互ノ用事ニテモ総テ執務時間中ハ之レヲ避ケ休日又ハ執務時間外ニ於テ弁スル様ニナスベキモノトス

(ロ) 吏員ニシテ神職ノ職ニアリ又青年団役員、赤十字社、愛國婦人会等ノ職務ヲ兼ヌルモノノ如キハ役場吏員タル本務ヲ妨グサル範圍程度ニ於テ用務ノ緩急ヲ図リ執務スルコト

(四) 吏員出勤スルトキハ袴〔羽織〕、洋服ヲ着シ屋食弁当ヲ持參スルコト

(五) 吏員職務ヲ取ル上ニ於テハ全責任ヲ以テ之レニ當リ苟クモ責

任ヲ輕ンズルガ如キコトナキ様薦ト心掛クベキコト

(六) 吏員ハ役場事務其ノ他ニ付秘密ヲ外部ニ漏洩シ又ハ外部ニ知ラシムルベカラサル事項ヲ妄リニ私語セザルコト

(七) 自己担任ノ事項ハ一切自己之レヲ処弁シ成ルベク他ニ手数ヲ掛ケサル様努力スベク若シ自己一人ニテ到底弁ジ得サル事務ハ他ノ掛リノ援助ヲ求め町長、助役ニ之レヲ申告スルコト

(八) 町民ヨリ戸籍謄本、抄本ノ下付、諸証明等ノ出願アリタルトキハ出来得ル限り急速処理スルコト

(九) 吏員職務ノ為メ出張シ用務ヲ弁ジタルトキハ成ルベク其ノ日ノ内ニ復命スヘシ

(仙石原村役場「足柄下郡町村長會書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三〇 町村負担経費による事業報告の件通知

会発第二三号

昭和三年十一月五日

足柄下郡町村長會長

殿

震災後ニ於ケル町村經濟ニハ余裕ナク為メニ予算ノ如キモ非常ナル緊縮方針ノ下ニ編成セラレ逼迫セル財政ヲ切抜ケ居ル折柄ニ付貴御施設ノ経費ニシテ直接間接ニ町村負担ニ帰屬スヘキモノニ對シテハ

前以テ本会若クハ関係町村長ニ一応御交渉ノ上御施設御計画相成様

致度町村長会ノ決議ニ依リ御通知申上候

(仙石原村役場「足柄下郡町村長会書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三 昭和三年度末現在郡市別県税滞納額調

県税滞納額調

昭和三年度末現在

市郡名	年度		昭和二年度	昭和三年度	計		
	大正十五年度以前ノ分	昭和二年度					
横 浜 市	三八、三五八	六三	一七七、一三九	四六二、〇八八	二八	六七七、五八六	四六
横 須 賀 市	三五、八四四	六七	二、九八二	一一、〇八四	三五	五〇、九一一	三一
川 崎 市	一三、〇六二	〇七	一〇、五二三	三一、四一七	四七	五五、〇〇二	五六
久 良 岐 郡	三六九	〇三	七二五	二、六四九	七七	三、七四四	〇四
橋 樹 郡	二、五三三	八二	四、三二四	一一、三九九	九五	一八、二五八	四〇
都 筑 郡	二二二	〇九	九三三	二、二九七	六六	三、四四三	〇九
三 浦 郡	四、一五五	〇二	三、二三四	九、七五一	二五	一七、一四〇	六二
鎌 倉 郡	四、六七七	三八	七、三六二	一九、四五四	四八	三一、四九四	四五
高 座 郡	五、七一八	二二	七、三九三	二四、二四五	六三	三七、三五六	九四
中 郡	七、七六一	五七	九、九五六	二四、五五七	一一	四二、二七五	二一
足 柄 上 郡	六三八	九六	一、三二三	七、七〇〇	二〇	九、六五二	六九
足 柄 下 郡	五、〇七〇	一三	八、八〇二	三一、六一三	七一	四五、四八五	九三
愛 甲 郡	三八五	八八	四、二二四	九、二二五	九四	一三、八二六	四四
津 久 井 郡	一一二	三三	九一	六四七	七八	七五一	二三
計	一一八、七九九	七九	二二九、〇〇六	六四九、一二三	五八	一、〇〇六、九二九	三七

備考 大正十五年度以前ノ分ニハ留和一、三年度ニ於テ賦課ニ係ル大正十五年度以前ニ属スルモノヲ含ム

市町村税滞納額調

昭和四年二月二十日現在

市郡名	年度		大正十三年度以前ノ分		大正十四年度		大正十五年度		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		計
	大正十三年度	大正十四年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和元年度	昭和二年度	
横 浜 市	六、八六〇	四七	二七、四九一	三〇	二〇、九三三	三〇	三三、八二三	四八	九三、六五五	三	一、五三一、六八八	一〇	五、六三三	一四	
横 須 賀 市	五、八六〇	三	三、七六一	八四	二、七六四	五	五、四〇〇	八	三、八四	九	一四、四八五	三六	一四、四八五	一〇	
川 崎 市	七、九三三	四七	五、七三五	四九	一四、〇八	七六	一九、七二一	〇〇	九四、〇〇六	三六	一四、四八五	三六	一四、四八五	一〇	
久 良 岐 郡	—	—	九三五	六	一、四三三	一〇	一、九五六	三	三、九七	〇	八、二四	八	八、二四	〇	
橘 樹 郡	三、六五九	二五	四、三三五	六九	八、七三九	四二	一三、二四〇	二五	三六、八二一	五九	六七、七六六	〇	六七、七六六	〇	
都 筑 郡	一、七〇八	九〇	九三	三〇	一、四九	七五	三、一五	一八	八、九九七	七五	一五、六七一	八	一五、六七一	八	
三 浦 郡	二、六七	五九	一、三〇四	九	六、一九〇	三七	一五、八六五	三六	七、三三八	三	九五、七六七	三	九五、七六七	三	
鎌 倉 郡	七、三九九	三〇	二、七八	四五	一〇、一七九	三〇	一七、四二四	二六	四九、〇〇三	三五	八六、七四	三五	八六、七四	六	
高 座 郡	九八	三	七四八	七	九、三〇	六七	二八、二六六	七	八五、八三五	九	二四、八九〇	九	二四、八九〇	三	
中 郡	九、四七八	三	六、四六四	一〇	一三、四六	七四	二五、六〇七	三	九七、三二	三五	一五〇、九八	三五	一五〇、九八	七	
足 柄 上 郡	二、八五五	五	二、二四	〇〇	二、八九一	八〇	六、八二三	七五	二二、四三三	九	三六、〇六七	九	三六、〇六七	〇	
足 柄 下 郡	九、六二	二九	一〇、八二五	六七	三三、四三〇	四五	三九、八四四	〇六	九五、六四	五九	一七九、九七	〇六	一七九、九七	〇	
愛 甲 郡	五、八六〇	七五	七〇〇	三五	一、五三三	三	五、四〇〇	三九	三三、八七	二八	四七、三三二	二八	四七、三三二	〇	
津 久 井 郡	一三三	四三	七	六六	一、〇三三	〇五	四、四九	三	三、三三	三	三八、一三	三	三八、一三	〇	
計	一四三、五六一	一四	一六六、四六	三七	三五五、二二	三〇	四二九、〇三七	三	一、五七九、九九	四三	三、五七五、三六一	四三	三、五七五、三六一	五	

〔町村長会書類〕(大正一三―昭和四年) 大和市役所蔵

第二節 昭和の大恐慌下の行財政問題

三三 昭和四年県市町村長会議における県知事

山県治郎の訓示 指示事項

山県神奈川県知事訓示要旨

昭和四年九月

予ハ先般本県知事ヲ拜命シ爰ニ諸君ノ会同ヲ煩ハシシテ地方長官會議ニ於ケル總理大臣以下各大臣ノ訓達事項ヲ伝達シ併テ所懐ノ一端ヲ陳ブルハ洵ニ欣快ニ堪ヘザル所ナリ

敬神崇祖ノ美風ハ建國以來一貫シテ渝ラサル國民精神ノ象徴タリ方今時運ノ進展ニ伴ヒ世態愈々複雑多岐ヲ加フルニ至ルト雖建國ノ精神ハ國民生活ノ各般ニ互リテ磅礴タルモノナカルベカラス昨秋畏クモ御即位ノ大典ヲ訖ラセラレ今秋亦皇祖奉斎ノ至重ナル祀典トシテ近ク神宮式年遷宮ノ奉行セラルルアリ是ノ機会ニ於テ諸君ハ更ニ一層叙上ノ精神ヲ發揚セシムルコトニ力ヲ致サレムコトヲ望ム

中央地方ノ財政ヲ整理緊縮シテ我が國現下ノ難局ヲ打開セムトスルハ現政府ノ最重要ナル政策トスル所ニシテ政府ハ曩ニ本年度予算ノ実行ニ就キ極力経費ノ節約並事業ノ繰延ヲ断行シ既ニ其ノ実行ニ着手シツツアリ尚來年度予算ニ就テモ亦同一ノ方針ニ依リ之ヲ編成セムコトヲ期シツツアリ然レトモ財政ノ整理ハ中央地方相与ニ併行ス

ルニ非ザレバ完全ニ其ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ス依テ此ノ趣旨ニ基キ本県ニ於テモ極度ノ整理緊縮ヲ断行スルハ勿論諸君ニ對シテモ過般訓令通牒ヲ發シテ市町村財政ノ整理緊縮並地方債ノ整理ニ関シ幾多重要ナル事項ノ実行ヲ求ムル所アリタリ之カ実行ニ當リテハ地方ニ依リ或ハ相当困難ナル事情ノ伴フモノアルベキモ諸君ハ此ノ際牢固タル決心ト誠意トヲ以テ之ニ當リ濫ニ從來ノ序ヲ制スルニ於テ一ニハ地方ノ情実ニ左右セラルルコトナク緩急ノ序ヲ制スルニ於テ一ニ公正ナル判断ニ依リ万難ヲ排シテ所期ノ目的ヲ達成セラルル様格段ノ努力アラムコトヲ切望ス

近時我が國民中動モスレハ新奇ナル外来思想ヲ迎フルニ急ニシテ醇美尊嚴ナル我が國體ノ儼存スルヲ遺レ不知不識ノ間之ニ誘惑セラレテ國體國情ト相容レザル思想ヲ抱ク者アルニ至リ青年學生生徒ニシテ亦ニ之眩惑セラレ遂ニ其ノ本分ヲ遺レ常軌ヲ逸シ甚シキハ共產黨事件ニ關係セル者アリ光輝アル我が國ノ歴史ニ拭フベカラザル汚点ヲ留メタル昭代ノ為洵ニ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ固ヨリ我が邦ハ三千年ヲ一貫セル宇内無比ノ國體ヲ有シ國運ノ隆昌窮リナキ國ナルヲ以テ此等詭激ノ思想ニ依リ断ジテ國礎ニ累ヲ及ボスガ如キコトナキヲ信ズト雖一ト度其ノ道ヲ踏ミ迷ヘル者ハ再ビ其ノ本ニ返ルコト難ク有為ノ青年子弟ヲシテ其ノ將來ヲ誤ラシムルハ人道上深ク遺憾トス

ル所ナルヲ以テ苟モ青年学生ノ修養教習ニ関シテハ社会ト家庭ト相俟テ其ノ中心ヲ謬ラザラシムル用意最モ肝要ナリ随テ諸君ハ教職ノ任ニ在ル者ト相呼応シテ平素彼等ニ対シ十分ニ我が国建国ノ由来ヲ諒得セシメ国民精神ノ涵養ト国民自尊心ノ扶植トヲ図リ外来思想ニシテ其ノ健全ナルモノハ之ヲ撰取シ進歩啓発ニ資スルトコロアラシムルト共ニ常ニ適当ナル指導監督ニ竭シ矯激思想ノ之ニ乗ズル間隙ナカラシムル様努メラレムコトヲ望ム

今ヤ公私経済至難ノ時ニ当リ人心漸ク弛緩シ輕佻浮華ノ弊習深ク一般ニ浸潤セムトスルノ傾向アリ上下相戒メテ質実剛健ノ俗ヲ興シ勤儉力行ノ風ヲ奨ムルハ時弊ヲ匡救シ難局ヲ打開スルノ基調タリ政府カ中央地方ノ財政ニ対シテ一大整理緊縮ヲ断行シ汎ク一般ニ互リテ財界ノ整理ト国民ノ消費節約トヲ促進セムトスルモノ亦実ニ興國ノ基礎ヲ確立シ国民生活ノ安定ヲ庶幾セムトスルニ外ナラス而モ中央地方ノ財政整理ノ実ヲ挙クルノ容易ナラサルハ既に述べタル所ノ如ク勤儉力行ノコトタル亦言フニ易クシテ行フニ難キモノアリ況ンヤ多年馴致セル頹風ヲ一洗シテ現下ノ沈滞ヲ決セムトスルニ於テヲヤ其ノ実行ヲ進メ其ノ効果ヲ挙クルニ於テ国民一般ノ理解ト不斷ノ努力トヲ要スル固ヨリ言フ俟タサルトコロナリ是ヲ以テ政府ハアラユル機会ヲ利用シ一般民衆ニ対シ消費節約勤儉力行ノ必要ナル所以ヲ

徹底セシメテ其ノ覚悟ト決心トヲ促サムコトヲ期シ此趣旨ノ下ニ曩ニ公私経済緊縮ニ関シ特別ノ施設ヲ講ジ之カ実行ニ努メツツアリ本県ニ於テモ其ノ趣旨ヲ体シテ今回公私経済緊縮委員会ヲ設置シ諸君ノ理解アル協力ニ倚藉シテ中央地方相呼応シテ為政者ノ苦心ノ存スル所ト国民ノ処スヘキ途トヲ一般ニ周知セシメ国民ノ一大覚醒ヲ促カシ相率キテ浮華ヲ戒メ浪費ヲ省キ従来吾人ノ日常生活ノ方式ニ関シテハ合理的の見地ヨリ之ヲ改善シ真ニ举國一致節制ト力行トニ励ミ由テ国力ノ回復ト難局ノ打開トニ邁進セムコトヲ期ス

我が国ガ思想、経済其ノ他ニ於テ今日容易ナラサル難局ニ直面シ居ルコトハ前述ノ如クニシテ此ノ難局ヲ打開シテ健全ナル国家ノ發達ヲ図ラムニハ国民精神ノ作興ト国民ノ経済生活ノ改善トヲ計ルヨリ急務ナルハナシ此ノ事タル素ヨリ上一致全国総動員ノ下ニ真剣ニ之ニ当ルニ非ザレバ其ノ効果ヲ挙クルコト能ハザルベキヲ以テ政府ハ直接之カ事業ノ遂行ニ当ルト共ニ汎ク社会教化団体ノ組織的活動ヲ促カシ一般国民ノ自覚ヲ喚起セムコトヲ期シ全国教化総動員ノ計ヲ樹テ

- 一 国体觀念ヲ明徴ニシ国民精神ヲ作興スルコト
 - 二 経済生活ノ改善ヲ図リ国力ヲ培養スルコト
- ノ二大項目ヲ標榜シテ国民ノ覚醒協力ヲ要望セリ本県ニ於テモ各種

社会教化機関ヲ懲懲シテ其ノ自発的活動ニ依リ以テ本運動ノ普及ト徹底トヲ期スベク又一面之等諸団体ノ連絡統制ノ機関タルヘキ委員会ヲ設置シテ其ノ実効ヲ挙クルコトニ努メ専ラ国家ノ要望ニ副ハムコトヲ期ス諸君ニ於テモ能ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ体シ本運動ノ徹底ニ協力援助アラムコトヲ望ム

衛生保健ニ関スル事項ハ実ニ国力進展ノ原動力ニシテ又民衆福祉ノ基軸タリ今ヤ衛生保健ノ施設漸次充実改善ノ歩ヲ進メツツアリト雖社会生活愈々複雑ニ趨クニ従ヒ国民ノ健康ヲ害シ其ノ發育ヲ妨クヘキ社会的原因亦著シク増加スルノ傾向アリ一般国民ノ衛生保健ノ状態ハ今ニ尚遺憾トスルノ点尠シトセス此ノ如キハ畢竟衛生保健ニ関スル事項カ從來動モスレバ中央地方ヲ通ジテ為政者ノ閑却スル所ト為リ国民ノ衛生保健ニ対スル自覚モ亦十分ナラサリシニ因ルコト大ナルモノアリト信ス諸君ハ能ク世態ノ推移ト国民体力ノ消長トニ不
断ノ注意ヲ払ヒ保健施設ノ改良充実ト衛生思想ノ涵養トニ一層力ヲ用キラレムコトヲ望ム

各種社会問題ノ解決ハ近代国家ノ当面セル最重要ナル任務ナリ近時世相ノ變転ト産業經濟ノ發展トニ伴ヒ社会各方面ニ於テ生活ノ安定ト地位ノ向上トヲ主張スル思想運動ノ漸ク滋カラムトスルハ蓋シ自然ノ趨勢ト謂フベク此ノ種ノ思想運動ニシテ穩健適法ナルモノハ畜

ニ之ヲ排撃圧迫スルノ不可ナルノミナラズ宜シク之ヲ善導助成シテ其ノ健全ナル発達ヲ期待セザルベカラズ更ニ進ンデハ社会不安ノ由テ生ズル所ヲ究メ各種社会事業ノ整理充実ヲ計リ以テ社会生活ノ安定ト向上トヲ期スルハ方今喫緊ノ要務ナリ因襲ニ基ク差別觀念ヲ除キテ社会ノ和平親善ヲ図ル融和事業ノ如キモ亦之ヲ促進スルノ要愈々緊切ナルモノアリ政府ハ社会政策確立ノ為新ニ機関ヲ設ケテ調査審議セムトシツツアリ本県ニ在リテハ幸既ニ社会委員制度ノ設アリ之ヲ善導シ活躍セシムルコトニ依リ能ク部内ノ実情ヲ知悉シ凱切ナル措置ヲ講ズルコトヲ得ベシト信ズルニ依リ諸君ハ常ニ社会ノ実相ニ活眼ヲ開キ政府ノ方策ト相俟テ適切有効ナル措施ニ出ラレムコトヲ望ム

今秋施行ノ農業調査ハ農業政策上及農業經濟上ニ正確ナル基本資料ヲ供与スベキ重要ナル調査ニシテ我が国ニ於テハ全く創始ノ事業ニ属スレドモ諸君並ニ調査従事員ノ熱誠ナル努力ト農家其ノ他ノ協力援助トニ依リ諸事順調ニ進捗シ今ヤ其ノ実査ヲ終リ結果表作製ノ時期ニ入りタリ諸君ハ此ノ際一層ノ努力ヲ以テ本調査ノ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム尚明年ハ法令ノ規定ニ依ル大規模ノ因勢調査並第三回労働統計実地調査ノ年ニ当リ加之本年施行ノ耕地調査ト共ニ全農業調査ヲ構成スベキ生産経営及家畜調査ヲモ行ハルベキ計画アル等

国勢ノ伸張社会ノ発達ニ伴フ各種ノ統計調査相亜イテ行ハルベキヲ以テ諸君ハ子メ充分ナル用意ヲ整ヘ之ガ施行ノ円滑ヲ期セラレムコトヲ望ム

既ニ公布セラレタル市制町村制ニ関スル改正法律ハ一ニ国民政治思想ノ発達ト自治訓練ノ実績トニ徴シ之ニ依リテ自治権ヲ拡充シ地方自治体ノ健全ナル発達ヲ期セムトスルニ在リ故ニ自治ニ対スル国民ノ負荷ハ此ノ改正ニ依リテ益々重キヲ加ヘタルト同時ニ執行ノ局ニ膺ル者ノ責務モ亦是ニ一層重キヲ加ヘタル勿論ニシテ而モ制度ノ効果ノ挙ルト否トハ一ニ運用ノ如何ニ存スルカ故ニ克ク制度改正ノ本旨ヲ会得シ之カ運用ニ習熟シ実地ニ施シテ愆リナキヲ期スルト共ニ改正法ノ趣旨ヲ汎ク一般ニ徹底セシメ地方自治ノ發展振作ニ努メラレムコトヲ望ム

以上ノ外諸君ノ協力ヲ得タキ事項ニ付テハ別ニ指示スルトコロアルヘキヲ以テ能ク其ノ意ヲ諒シ各種ノ機関ト連携シテ其ノ実績ヲ挙クルコトニ努力アラムコトヲ望ム

市町村長会議指示事項

昭和四年九月

市町村実行予算ニ関スル件

市町村昭和四年度既定予算ノ実行ニ関シテハ神奈川県訓令第四十号

第一項ノ趣旨ニ準ジ相当措置シ若シ特別ノ事情ニ依リ右趣旨ニ依ルコト能ハサル場合ハ子メ内務部長ニ協議可相成義ニ付目下夫々調査作製中ノコトト思料セラルルモ最早実施期日モ目前ニ差迫リツツアルヲ以テ未ダ実行予算作製ニ至ラサル向ハ此ノ際速ニ作製シ若シ協議ヲ要スル場合ハ至急之カ手續ヲ履行セラレムコトヲ望ム

滞納整理ニ関スル件

近時租税滞納ノ弊風漸ク甚シク各位鋭意之ガ改善ニ努力セラレツツアルニ拘ラズ其ノ額逐年増加ノ傾向ヲ示シツツアリ殊ニ県税及市町村税ニ於テ其ノ甚シキヲ見ルハ地方財政上洵ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ依テ各位ハ此ノ際一段ノ努力ヲ以テ納税思想ノ鼓吹、納税組合ノ設置、奨励等積極的改善施設ヲ講ズルト共ニ部下吏僚ヲ督励シテ極力之ガ整理ヲ行ヒ已ムヲ得サル者ニ対シテハ断乎トシテ強制徴収ノ途ニ出ヅル等整理改善上遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

家屋賃貸価格調査促進ニ関スル件

家屋賃貸価格準備調査ハ既ニ其ノ過半ヲ了セラレタル町村尠カラザルニ未ダ実地調査ニモ着手セラレザル向アルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ家屋賃貸価格調査委員会ニ関スル勅令ハ未ダ其ノ公布ヲ見ザルモ大正十五年三月法律第二十四号地方税ニ関スル法律付則第四項ノ猶子期限ハ延期セラレザルベキニ付之レガ施行ニ関シ支障ヲ来タサザ

ル様準備調査ノ促進ヲ図ラレ度尚調査ニ関シテハ至公至平調査員ヲ督励セラレツアルコトハ信ズルモ若シ分担区域ノ異ナルニ依リ建築価格庭園ノ等級等ノ均衡ヲ失シ調査区々ニ渉ルガ如キコトアリテハ折角ノ調査モ遂ニ完全ナル結果ヲ得ルコト能ハザルヲ以テ此等ノ点ニ付一層ノ注意ヲ払ハレムコトヲ望ム

神宮式年遷宮ニ関スル件

今秋挙行セラルベキ神宮式年遷宮ノ意義ヲ普ク国民ニ知悉セシメ奉国奉賀ノ実ヲ挙クルハ最モ緊要ノコトニ属スルヲ以テ常日神社ニ於テ遙拜式ヲ執行セシメ学校男女青年団等ニ於テ奉賀式ヲ挙行セシムル等適當ノ方法ヲ講シ以テ皇祖奉斎ノ意義徹底ヲ図リ敬神尊皇ノ大義ヲ闡明スルニ勉メラレムコトヲ望ム

公私経済緊縮委員会設置ニ関スル件 九月十七日県公報

既ニ県告諭並ニ訓示ニ於テ明示セル如ク県ハ今回政府ノ方針ニ基ツキ窘迫セル国家財政ノ難局打開ヲ図ラムガ為メ県ヲ中心トシタル公私経済緊縮神奈川県委員会ヲ組織スルト共ニ各市町村ニ市町村長ヲ中心トスル該委員会ヲ組織スルコトトナシ本運動ノ目的達成上適切ナル計画ヲ実施シ各種ノ機関ト連絡提携シテ之ガ実効ヲ挙クルニ全幅ノ努力ヲ払ハムトス

仍テ各位ニ於テハ速ニ市町村長ヲ中心トスル該委員会ヲ設ケ衆智ヲ

聚メテ公私経済緊縮ニ関スル理解ヲ促進シ之カ実績ヲ挙クル様夫々地方ノ財政生活ノ状態ニ鑑ミ適切ナル実行事項ヲ協定シ管下ノ各種団体ト密接ナル連絡ヲ保チ之カ普及徹底ヲ計ルニ努力セラレムコトヲ望ム

教化総動員ニ関スル件

訓示中ニ大綱ヲ明示セル如ク現下ノ国難ヲ打開スルノ途ハ挙国一致国民精神ノ作興ト経済生活ノ改善ヲ図ルニアリ本県又中央ニ於ケル教化総動員企画ノ旨ヲ体シ曩ニ告諭ヲ発シテ其ノ趣旨方針並方法ヲ諭示シ各種教育教化機関並篤志家ノ自発的活動ヲ促スト共ニコレ等機関ノ連絡統制並援助ノ機関タラシムベク教化総動員神奈川県委員会ヲ設置セリ本運動タル固ヨリ一時的宣伝急急の施設ニ非ズシテ教化運動ノ恒久的素地タルベキモノナリ蓋シ国ヲ憂フルノ士ハ何人ト雖本計画ニ賛シ其ノ運動ニ協力スルニ吝ナラザルベシ諸氏宜シク部内ニ於ケル各種教育教化機関並篤志家ノ活動ヲ促シテ夫々ノ立場ニ於テ土地ノ実情ニ応ジタル実施方法ヲ講ゼシメコレ等相互ノ連絡提携ヲ緊密ナラシムルト共ニ本運動ノ実効ヲ挙ゲシムル様援助アラムコトヲ望ム

生活改善ニ関スル件

現下ノ我カ国民ノ生活状態ヲ觀ルニ衣食住ノ方式冠婚葬祭ノ儀礼其